

石川県公報

令和6年3月26日

第13693号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○障害者就業・生活支援センターの所在地の変更 (労働企画課)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○保安林の指定予定 (森林管理課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	○随意契約の相手方等 (建築住宅課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	○特定調達契約に係る企画提案書の募集公告 (デジタル推進課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認の公告 (農業経営戦略課)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	3	○農用地利用集積等促進計画の認可公告 (同)	8
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出 (同)	3	○基本測量実施公告 (監理課)	8
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出 (同)	3	○公共測量実施公告 (同)	8
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	○公共測量終了公告 (同)	9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	9
		○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (同)	9
		○スポチャレいしかわシステム開発業務に係る企画提案書の募集公告 (教育委員会事務局)	9
		公安委員会	
		○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	11
		○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	11
		内水面漁場管理委員会	
		○共同漁業権漁場の令和6年度目標増殖量	11
		○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	13

告 示

石川県告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
太原薬局	白山市湊町3-25-2	令和6年1月22日
めいりん通り みやもと歯科	野々市市堀内3-15	令和6年2月1日
せせらぎこどもクリニック	小松市白嶺町3丁目28番地	令和6年3月1日
クスリのアオキ二日市薬局	野々市市二日市四丁目266番地	令和6年3月1日

石川県告示第96号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
太原薬局	白山市湊町3-25-2	令和6年1月22日
めいりん通り みやもと歯科	野々市市堀内3-15	令和6年2月1日
せせらぎこどもクリニック	小松市白嶺町3丁目28番地	令和6年3月1日
クスリのアオキ二日市薬局	野々市市二日市四丁目266番地	令和6年3月1日

石川県告示第97号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
ぐらんりーふ合同会社	ぐらんりーふ訪問看護ステーション	新 能美市吉原釜屋町口60番1	令和6年1月1日
		旧 能美市高坂町ニ90番地3	

石川県告示第98号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事 業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
ぐらんりーふ合同会社	ぐらんりーふ訪問看護ステーション	新 能美市吉原釜屋町口60番1	令和6年1月1日
		旧 能美市高坂町ニ90番地3	

石川県告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
折本薬局	小松市本折町129番地	令和5年3月31日
わとうゆきひろクリニック	河北郡内灘町字大学2丁目202番 ノーブルハイツ1階	令和5年11月13日
日吉薬局	輪島市河井町1部64番地の1	令和6年1月1日
柴田クリニック	河北郡津幡町加賀爪ホ286	令和6年1月15日
太原薬局	白山市湊町3-25-2	令和6年1月21日

石川県告示第100号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
折本薬局	小松市本折町129番地	令和5年3月31日
わとうゆきひろクリニック	河北郡内灘町字大学2丁目202番 ノーブルハイツ1階	令和5年11月13日
日吉薬局	輪島市河井町1部64番地の1	令和6年1月1日
柴田クリニック	河北郡津幡町加賀爪ホ286	令和6年1月15日
太原薬局	白山市湊町3-25-2	令和6年1月21日

石川県告示第101号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
本谷医院	能美市福岡町イ15番地	令和5年4月30日

石川県告示第102号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
本谷医院	能美市福岡町イ15番地	令和5年4月30日

石川県告示第103号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社折本	小松市本折町129番地	折本薬局	小松市本折町129番地	令和5年 3月31日

石川県告示第104号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨

の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社折本	小松市本折町129番地	折本薬局	小松市本折町129番地	令和5年 3月31日

石川県告示第105号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターから、同条第3項の規定により、次のとおり事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称
こまつ障害者就業・生活支援センター
- 2 変更後の事務所の所在地
小松市長崎町二丁目103
- 3 変更年月日
令和6年4月1日
- 4 変更の理由
令和6年能登半島地震による建物損壊及び地盤沈下等により、移転が必要となったため

石川県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所
金沢市二俣町拾字4の1、7の2、7の3、8の2、9の3、を1、1の2、1の5、2、2の2から2の4、4、4の2、6の甲、6の乙、わ4の甲3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 保安林予定森林の所在場所
金沢市熊走町村廻10の19、11の1、11の1の14、11の2の11
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第107号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
応急仮設住宅借上 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県土木部建築住宅課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
別表のとおり
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
別表のとおり
- 5 随意契約に係る契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に該当するため
別表

3 随意契約の相手方を決定した日	4 随意契約の相手方の名称及び所在地	5 随意契約に係る契約金額
令和5年6月9日	大和リース株式会社 金沢支店 金沢市鞍月5丁目57番地	122,029,600円
令和5年6月9日	日成ビルド工業株式会社 金沢支店 金沢市金石北3-16-10	61,903,600円
令和6年1月25日	株式会社アーキビジョン二十一 北海道千歳市泉沢1007番地168	794,600,000円
令和6年2月14日	株式会社カンバーランド・ジャパン 長野県長野市南長池337-1	234,720,860円
令和6年2月15日	大和リース株式会社 金沢支店 金沢市鞍月5丁目57番地	503,991,917円
令和6年2月22日	郡リース株式会社 新潟支店 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28	619,630,000円
令和6年2月22日	日成ビルド工業株式会社 金沢支店 金沢市金石北3-16-10	1,127,500,000円
令和6年2月22日	大和リース株式会社 金沢支店 金沢市鞍月5丁目57番地	893,036,958円
令和6年2月22日	株式会社アーキビジョン二十一 北海道千歳市泉沢1007番地168	369,921,216円
令和6年2月27日	日成ビルド工業株式会社 金沢支店 金沢市金石北3-16-10	402,149,000円
令和6年2月27日	日成ビルド工業株式会社 金沢支店 金沢市金石北3-16-10	194,909,000円
令和6年2月29日	郡リース株式会社 新潟支店 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28	703,780,000円
令和6年3月1日	日成ビルド工業株式会社 金沢支店 金沢市金石北3-16-10	202,950,000円

公 告

特定調達契約に係る企画提案書の募集公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る企画提案書を募集する。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

1 調達の概要

(1) 調達件名及び数量

石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託 一式

(2) 調達内容

石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 納入期限

令和7年3月31日

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。なお、共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が次の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）に定める参加資格を有するものであること。

3 募集要領等の配布方法等項

(1) 配布期間

令和6年3月26日（火）から同年4月19日（金）まで

(2) 配布方法

以下のホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/security/202403-proposal.html>

4 参加申込手続き書類の提出期限等

(1) 提出方法

募集要領に示す方法による。

(2) 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時

(3) 提出先

石川県総務部デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

5 企画提案書の提出期限等

(1) 提出方法

募集要領に示す方法による。

(2) 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時

(3) 提出先

石川県総務部デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

6 受託候補者の選定及び契約

- (1) 受託候補者の選定にあたっては、石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書類、企画提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）の内容について審査を行い、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。
- (2) 受託候補者と契約条件を協議の上、契約を締結する。

7 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎5階）
石川県総務部デジタル推進課ネットワーク管理グループ
電話番号 076-225-1322
電子メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 6(1)の企画提案書等の作成及びプレゼンテーション等への出席等、本企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
- (5) 詳細は、募集要領による。

9 Summary

- (1) Item and quantity of service requested
Ishikawa Prefecture Communication Infrastructure Construction・
Operation and Maintenance Business.
- (2) Fulfilment end date
March 31, 2025
- (3) Deadline for application form submission
17:00 April 19, 2024
- (4) Deadline for proposal submission
17:00 May 8, 2024
- (5) Language and currency used in the contracting procedure
The language and currency used in the contracting procedure shall be
Japanese and Japanese currency.
- (6) Contact details
Digital Promotion Division, Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL +81-76-225-1322

農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認の公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により農地中間管理機構の事業の特例に関する規程を下記のとおり承認したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

1 事業規程を定めた農地中間管理機構の名称

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構

2 承認年月日

令和6年3月26日

3 承認に係る事業の種類

- (1) 農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。）
- (2) 研修等事業（法第7条第4号に規定する事業をいう。）

農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
西野 貴美子	羽咋郡宝達志水町	羽咋郡宝達志水町上田出五46ほか6筆
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町	羽咋郡宝達志水町今浜南32ほか20筆
松内 一洋	小松市	小松市佐美町192-3ほか1筆
大野 和夫	小松市	小松市佐美町253-2ほか1筆
有限会社 あさひ	白山市	白山市福増町402-1ほか1筆
株式会社 F.Kファーマーズ	金沢市	金沢市福久町カ59-1
有限会社 美園川ライス	金沢市	金沢市才田町は5ほか26筆
農事組合法人 湖南ファーム	金沢市	金沢市八田町東935ほか7筆
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市	金沢市大場町西1261ほか2筆
高松 保之	金沢市	金沢市打木町東85ほか2筆
村本 重紀	金沢市	金沢市打木町西392ほか1筆
有限会社 フロンティアはら	羽咋市	羽咋市本江町東3ほか10筆
株式会社 JAアグリはくい	羽咋市	羽咋市滝町1322ほか4筆
平内 義博	羽咋市	羽咋市酒井町東33
榎谷 武史	羽咋市	羽咋市東釜屋町松39
裏 長平	羽咋市	羽咋市東釜屋町梅36-1ほか6筆
川井 良平	羽咋市	羽咋市釜屋町倉25ほか3筆

2 認可年月日

令和6年3月26日

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (数値地図25000(土地条件)の作成)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	七尾市、小松市、輪島市、 加賀市、羽咋市、羽咋郡志 賀町、羽咋郡宝達志水町、 鹿島郡中能登町及び鳳珠郡 能登町

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空 中 写 真 測 量)	令和6年3月17日から 同年8月1日まで	金沢市～加賀市

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量、平面測量、縦断測量、横断測量)	令和5年10月20日から 令和6年3月5日まで	白山市白山町地内

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画公園 5・5・201号野々市中央公園	石川県土木部都市計画課及び野々市市建設部都市整備課

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
白山都市計画道路事業 3・5・43号 鶴来本町通り線	石川県	白山市八幡町イ20番地 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

スポチャレいしかわシステム開発業務に係る企画提案書の募集公告

スポチャレいしかわシステム開発業務について、次のとおり企画提案書を募集する。

令和6年3月26日

石川県知事 馳 浩

1 業務の概要

- 業務件名
スポチャレいしかわシステム開発業務
- 業務内容
企画提案募集要項及び仕様書のとおり
- 納入期限

令和7年3月19日(水)

※ただし、追加種目を除いた基本システムは、令和6年9月30日(月)

(4) 納入場所

石川県教育委員会事務局保健体育課が別途定める場所

(5) 仕様書等の配布方法等

ア 配布期間

令和6年3月26日(火)から同年4月23日(火)まで

イ 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/hotai/index.html>)

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者であること。

(3) 全ての参加団体において、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。

(6) 本店及び県内に所在する営業所等が国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 令和元年度以降に、自治体が発注する当該業務と同等の業務(Webシステムの構築業務)を誠実に履行した実績を有し、本業務を遂行するに足る能力を有するものであること。

3 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁(行政庁舎18階)

石川県教育委員会事務局保健体育課学校体育グループ

電話 076-225-1853

電子メール: hokentaiiku@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 令和6年4月23日(火)午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要項に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時

イ 提出方法 企画提案募集要項に示す方法による。

4 企画提案書の採否

(1) 3(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、令和6年5月中旬に開催する審査会においてプレゼンテーションを実施する。

(2) 企画提案書の採否について、(1)の審査会実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 4(1)の審査会への出席並びに提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
- (4) 詳細は、企画提案募集要項及び仕様書による。

公安委員会

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月26日

石川県金沢中警察署長
警視正 南 野 広 明

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社アイビックス北陸
- (2) 主たる事務所の所在地
金沢市新神田五丁目2番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域
石川県金沢中警察署の管轄区域
- (2) 期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月26日

石川県金沢東警察署長
警視 中 村 俊 也

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社アイビックス北陸
- (2) 主たる事務所の所在地
金沢市新神田五丁目2番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域
石川県金沢東警察署の管轄区域
- (2) 期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

内水面漁場管理委員会

計	4,250	65	305	1,230	246	308	55	0	10	10	14,500	10,000
---	-------	----	-----	-------	-----	-----	----	---	----	----	--------	--------

- 注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。
- 2 いwana、やまめ及びやまめ(さくらます)については、1尾当たりの重量を3g以上とする。
- 3 あゆについては、1尾当たりの重量を3.5g以上とする。
- 4 ぬまちちぶについては、1尾当たりの重量を5g以上とする。
- 5 てながえびについては、1尾当たりの重量を4g以上とする。
- 6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止(令和3年石川県内水面漁場管理委員会指示第2号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和6年3月26日

石川県内水面漁場管理委員会
会 長 八 田 伸 一

2中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

